

申立時はまだ事件番号が決まっていないので、
空欄のままOK

平成 年 第 号 成年後見 保佐 補助 開始申立
申立人
本人

手続費用負担の上申書

平成 年 月 日

東京家庭裁判所 御中

申立人

⑩

申立てを行う家庭裁判所名

頭書の事件に係る手続費用について、本人には同費用を負担できる十分な資力が
ありますので、家事事件手続法28条2項により、本人に同費用の負担を命じるよ
う上申します。